

第 7 参 考 資 料

- 1 平成 2 9 年度地方税法及び県税条例の改正等
- 2 県民の税負担状況
- 3 平成 2 9 年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）
- 4 税務行政の所管区域
- 5 局・支庁所在地及び管轄区域
- 6 県税制の変遷
- 7 税務事務の電算化
- 8 県税の税率等の推移



1 平成29年度地方税法及び県税条例の改正等

地方税法の改正

【地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号，平成29年3月31日公布）】

<Ⅰ：総括的事項>

我が国経済の成長力の底上げのため，就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに，環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税，自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し，居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行うほか，税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし，次のとおり地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正するものとした。

<Ⅱ：地方税法に関する事項>

1 道府県民税

- (1) 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い，指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について，以下の措置を講ずることとした。

ア 平成30年度以後の各年度分の所得割の標準税率を，道府県民税2%（現行4%），市町村民税8%（現行6%）に改めること。

イ 平成30年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等をアに合わせて改めること。

- (2) 平成31年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について，以下の措置を講ずることとした。

ア 配偶者控除

- (ア) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすること。

所得割の納税義務者の 前年の合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

- (イ) 前年の合計所得金額が千万円を超える所得割の納税義務者については，配偶者控除の適用はできないこととする。

イ 配偶者特別控除

- (ア) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行38万円超76万円未満）とし，その控除額を次のとおりとすること。

a 前年の合計所得金額が900万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超90万円以下	33万円
90万円超95万円以下	31万円
95万円超100万円以下	26万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	16万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

b 前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超90万円以下	22万円
90万円超95万円以下	21万円
95万円超100万円以下	18万円
100万円超105万円以下	14万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	8万円
115万円超120万円以下	4万円
120万円超123万円以下	2万円

c 前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
38万円超95万円以下	11万円
95万円超100万円以下	9万円
100万円超105万円以下	7万円
105万円超110万円以下	6万円
110万円超115万円以下	4万円
115万円超120万円以下	2万円
120万円超123万円以下	1万円

(イ) 前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、現行どおり、配偶者特別控除の適用はできないこととすること。

(3) (2)に伴い、平成31年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした。

(4) 平成31年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを

区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。

- (5) 法人の道府県民税及び市町村民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (6) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税及び市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。
- (8) 法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。

ア 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。

イ 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。

2 事業税

- (1) 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとする事とした。
- (2) 地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとする事とした。
- (3) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (4) 法人の事業税の分割基準について、次のとおり改めることとした。

ア 電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすること。

(ア) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

(イ) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」という。）、同項第10号に規定する送電事業（以下「送電事業」という。）及び同項第12号に規定する特定送配電事業

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

a bに掲げる場合以外の場合

課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

b 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合

課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(ウ) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（以下「発電事業」という。）

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

a bに掲げる場合以外の場合

課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

b 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合

課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

イ ア (イ) aの電線路の電力の容量の数値の算定については、事業年度終了の日現在における数値によること。

ウ 2以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が2以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によるものとする。

(ア) 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合

ア (イ) に定める分割基準

(イ) 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合（(イ)に掲げる場合を除く。）

ア (ウ) に定める分割基準

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合以外の場合

電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準エ、ウの場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、ウにかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、ウ (ア) から (ウ) までに掲げる場合の区分に応じそれぞれウ (ア) から (ウ) までに定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

(5) 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。

- (6) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした。
- (7) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした。
- (8) 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が100分の2以上であることとの要件に変更すること。
- イ 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること。
- ウ 控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすること。
- (9) 株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額（20億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (10) 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (11) 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。
- イ 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。
- (12) (4) に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止することとした。

3 不動産取得税

- (1) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。
- (2) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用

に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。

- (3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。

- (4) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

ウ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

エ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

カ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

ケ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

コ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

サ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

ス 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建

物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長すること。

- (5) 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (6) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。

4 自動車取得税

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソ

- リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- オ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- カ 次に掲げる軽油自動車
- (7) 乗用車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの又は平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの
- (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (b) 平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。
- ア 次のいずれかに該当することとした。
- (ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。
- ア 次に掲げるガソリン自動車
- (ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(b) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当

するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年軽油軽中量車基準に適合すること。

(b) 平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(b) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数

値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

(ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

(b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (b) 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。
- ア 次に掲げるガソリン自動車
 - (ア) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (イ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (a) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(10)において「環境対応車」と

いう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。

ア 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。

(ア) 電気自動車

(イ) (2)アの天然ガス自動車

(ウ) プラグインハイブリッド自動車

(エ) (2)エのガソリン自動車

(オ) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

(カ) (2)オの石油ガス自動車

(キ) (2)カ(ア)の軽油自動車

(ク) (2)カ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。

(ア) (3)又は(4)アのガソリン自動車

(イ) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (4)イ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。

(ア) (5)ア又は(6)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (5)イの石油ガス自動車

(エ) (6)イ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

エ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。

(ア) (7)ア又は(8)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (7)イの石油ガス自動車

(エ) (8)イ(ウ)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

オ 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。

(ア) (9)アのガソリン自動車

(イ) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) (9)イの石油ガス自動車
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (12) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (14) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31（ウに掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした。
- ア 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- イ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- ウ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (15) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、アに掲げるトラックにあっては平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、イに掲げるトラックにあっては平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

- (16) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（エに掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

エ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

- (17) 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずることとした。

- (18) 非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（第132条及び第133条の規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずることとした。

- (19) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。

- (20) (18)に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。
- (21) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の140を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (22) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。
- (23) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ100分の25、100分の40、100分の50、100分の60又は100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (24) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。
- (25) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(25)において「環境対応車」という。で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することと

した。

ア 取得価額から45万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の210を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。

イ 取得価額から35万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加すること。

(ア) (22)アのガソリン自動車

(イ) ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の195を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (22)イの石油ガス自動車

ウ 取得価額から5万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。

5 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする事とした。

6 自動車税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行う事とした。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年輕油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年輕油軽中量車

基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（(ア)の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成30年度以後に限る。）に税率の概ね100分の15（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

- (ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (イ) 軽油自動車その他の（ア）に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (2) 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第152条から第154条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずることとした。
- (3) (2)に伴い、平成28年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。

7 その他

- (1) 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うとともに、地方税法総則に規定することとするものとした。

ア 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとするものとした。

- (ア) 電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることができるものとした。
- (イ) 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができるものとした。
- (ウ) 差し押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日（特に必要があつて延長する場合には、通じて60日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求

- めることができること。
- (エ) 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差し押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができること。
- (オ) 臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること。
- イ 犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。
- ウ 許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえることができることとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとする。
- エ 領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとする。
- オ 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。
- カ その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。
- (ア) 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化すること。
- (イ) 許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこと。
- (ウ) 許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実 に代えて、罪名を記載すること。
- (エ) 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこと。
- (オ) 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
- (カ) 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範囲に臨検及び差し押えを、住居の所有者等を立ち合わせることができないときの代替的な立会人の範囲に都道府県職員を、それぞれ加えること。
- (キ) 領置等をしたときは、その目録を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこと。
- (ク) 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を嘱託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。
- (ケ) 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化すること。
- (コ) 質問に係る調書については、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこと。

キ 間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。

(ア) 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとする。

(イ) 通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始めること。

(ウ) 通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化すること。

ク 全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすること。

県税条例の改正等

【鹿児島県税条例等の一部改正（平成29年3月31日条例第19号）】

平成29年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、早急に所要の改正を行う必要があったため、専決処分により所要の改正を行った。

1 鹿児島県税条例の一部改正

(1) 自動車取得税・自動車税

ア エコカー減税及びグリーン化特例について、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を見直した上で、適用期限を2年延長

イ 燃費不正により、エコカー減税及びグリーン化特例に係る認定等が取り消された場合は、自動車の製造者を当該自動車の取得者・所有者とみなす賦課徴収の特例措置を創設

(2) 法人事業税

上場企業等における確定申告書の提出期限延長の特例について、延長可能月数を「3月」から「6月」に拡大

(3) その他所要の規定の整備

＜施行期日＞ 平成29年4月1日（(3)の一部は公布の日）

【鹿児島県税条例等の一部改正（平成29年7月14日条例第22号）】

平成29年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

1 鹿児島県税条例の一部改正

(1) 不動産取得税（家庭的保育事業等に係る「わがまち特例」）

地方税法の改正により、家庭的保育事業等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、控除する割合（従前は2分の1法定）が「条例で定める割合」（＝「わがまち特例」）とされたことから、当該割合を「3分の2」と規定

(2) その他

ア 電子申告ができない場合における申告等の期限延長の規定の整備

国税通則法施行令の改正に準じ、災害等のやむを得ない理由（電子申告に係るシステムの障害等）により電子申告等を期限までにすることができない者が多数に上ると認める場合は、期限の延長をするものとする規定の追加

イ 自動車二税の納付方法の見直し（OSS対応）

証紙貼付に代えて現金納付することができる場合に、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用して申告する手続を加える。

ウ その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴う引用字句の改正等

＜施行期日＞ 平成29年7月14日（(2)アについては平成30年2月26日。(2)ウについては平成30年4月1日、平成31年1月1日。）

【過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部改正（平成29年7月14日条例第23号）】

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、特別措置の対象とする事業を変更する等のため、所要の改正を行った。

1 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例の一部改正

県税の課税免除に係る対象業種の追加

改正後	改正前
① 製造の事業 ② <u>農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造，加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）</u> ③ 旅館業（下宿営業を除く。）	① 製造の事業 〈 追加 〉 ② 旅館業（下宿営業を除く。）

＜施行期日＞ 平成29年7月14日

【鹿児島県核燃料税条例の制定（平成29年12月26日条例第34号）】

鹿児島県核燃料税条例（平成25年鹿児島県条例第50号）が平成30年5月31日限りで失効することに伴い、法定外普通税として核燃料税を課するため、条例を制定した。

1 鹿児島県核燃料税条例の制定

(1) 課税客体

- ① 価額割 発電用原子炉への核燃料の挿入
- ② 出力割 発電用原子炉を設置して行う発電事業

(2) 課税標準

- ① 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額
- ② 出力割 発電用原子炉の熱出力

(3) 税率

17%相当（更新前より安定的かつ平準的に税収を確保する観点から、価額割と出力割の税率を変更）

- ① 価額割 8.5%（更新前：12%）
- ② 出力割 8.5%相当（更新前：5%相当）
（48,450円／1,000kW（3月ごとに課税））

(4) 条例の有効期間

平成35年5月31日まで

＜施行期日＞ 平成30年6月1日

【企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正（平成29年12月26日条例第34号）】

企業立地促進特別措置法（旧法）が、地域未来投資促進法（新法）に改正されたことに伴い、新法に基づく県基本計画が新たに策定され、県が不動産取得税又は固定資産税の課税免除を行った場合に減収補填される対象が変更となったことから、条例上の課税免除の対象を改めた。

1 企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

- (1) 題名の変更
→地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例
- (2) 課税免除の対象とする事業の変更
旧法の承認企業立地計画に定める「集積区域における特定事業」
→新法の承認地域経済牽引事業計画に定める「促進区域における地域経済牽引事業」

＜施行期日＞ 平成29年12月26日

【鹿児島県産業廃棄物税条例の一部改正（平成30年3月23日条例第12号）】

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

1 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部改正

- (1) 現行犯事件の臨検，搜索又は差押えに関する規定の整備
法定の間接地方税（たばこ税，軽油引取税，ゴルフ場利用税等）の現行犯事件の臨検等について，国税犯則取締法から地方税法へ根拠規定を移す法改正がなされた。
法定外税の間接地方税については，条例で税目を指定するものとされたことから，産業廃棄物税を指定するもの。
- (2) 臨検等の夜間執行の制限を受けないものに関する規定の整備
犯則事件について，夜間の臨検等は，裁判官の許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければできないとされており，例外として，法定税のうちゴルフ場利用税，軽油引取税等については，夜間でも公衆が出入りできる場所で臨検等をする場合はこの制限を受けないとされてきた。
法定外税については，条例で税目を指定するものとされたことから，産業廃棄物税を指定するもの。
- (3) その他所要の規定の整備

＜施行期日＞ 平成30年4月1日（一部は平成30年3月23日。）